

政令番号 241 二硫化炭素

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（平成19年度、農業以外）

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

都道府県コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・移動量合計
		大気への排出	水域への排出	土壌への排出・所内埋立	排出量合計	下水道への移動量	廃棄物搬出	移動量合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県	3.6E+4			36,000.0				36,000.0
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県	7.9E+3			7,887.1		2.1E+3	2,100.0	9,987.1
8	茨城県	3.6E+2			361.0	2.5E+2	2.4E+2	490.0	851.0
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県	9.1E+3			9,050.0	3.5E+2	1.4E+3	1,796.0	10,846.0
12	千葉県								
13	東京都								
14	神奈川県								
15	新潟県	3.5E+2	8.6E+2		1,210.0				1,210.0
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県	7.5E+5			750,000.0		1.9E+3	1,900.0	751,900.0
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県	1.7E+6			1,700,000.0				1,700,000.0
22	静岡県								
23	愛知県	3.9E+3			3,922.0		9.4E+3	9,420.0	13,342.0
24	三重県								
25	滋賀県								
26	京都府								
27	大阪府								
28	兵庫県	1.1E+5	1.6E+2		110,160.0				110,160.0
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県	1.2E+6	1.0E+5		1,300,000.0				1,300,000.0
33	岡山県						7.5E+2	750.0	750.0
34	広島県	1.0E-1			0.1				0.1
35	山口県	2.0E+5			202,204.0				202,204.0
36	徳島県	5.9E+4	2.5E+3		61,500.0		1.4E+2	140.0	61,640.0
37	香川県	3.2E+5			320,000.0				320,000.0
38	愛媛県	1.8E+3	5.3E+2		2,330.0		3.1E+1	31.0	2,361.0
39	高知県	3.9E+3	3.7E+2		4,270.0				4,270.0
40	福岡県								
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県	4.5E+3			4,500.0				4,500.0
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全国		4.4E+6	1.0E+5		4,513,394.2	6.0E+2	1.6E+4	16,627.0	4,530,021.2

注1) 農業は使用先別使用量として別表に示す。